

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 13 日

提出者 立川市教育委員会

教育長 栗 原 寛

理由

組織の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。	第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。
教育部	教育部
教育総務課 庶務係 施設係 学校施設建替係	教育総務課 庶務係 施設係 学校施設建替係
学務課 管理係 学務係 学校保健係	学務課 管理係 学務係 学校保健係
指導課 指導係 教職員係	指導課 指導係 教職員係
教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係	教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係
学校給食課 管理係 東調理場係 西調理場係	学校給食課 管理係 給食係
生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係	生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係
2略.....	2略.....
(事務分掌)	(事務分掌)
第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。	第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。
教育部	教育部
教育総務課略.....	教育総務課略.....
学務課略.....	学務課略.....
指導課略.....	指導課略.....
教育支援課略.....	教育支援課略.....
学校給食課	学校給食課
管理係	管理係

(1)～(3) ……略……

(4) 学校給食に係る企画及び調整に関すること。

(5) 学校給食の喫食数の管理に関すること。

(6) 学校給食費の決定及び徴収に関すること。

(7) ……略……

(8) 調理場の維持管理及び運営に関すること。

(9) 調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。

(10) 調理場の視察及び見学会に関すること。

(11) 課内他の係に属しないこと。

東調理場係

(1) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。

(2) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。

(3) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。

(4) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。

(5) 調理場の試食会に関すること。

西調理場係

(1) 栄養士の統括に関すること。

(2) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。

(1)～(3) ……略……

(4) 小学校給食に係る企画及び調整に関すること。

(5) 調理場校の喫食数の管理に関すること。

(6) 調理場校の学校給食費の決定及び徴収に関すること。

(7) ……略……

(8) 中学校給食に係る企画及び調整に関すること。

(9) 中学校給食に係る給食費の経理に関すること。

(10) 調理場の維持管理及び運営に関すること。

(11) 調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。

(12) 調理場の視察及び見学会に関すること。

(13) 課内他の係に属しないこと。

給食係

(1) 単独調理校及び調理場栄養士の統括に関すること。

(2) 学校給食に係る指導、調査及び調整の統括に関すること。

(3) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。

(4) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。

(5) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。

(6) 中学校給食の献立、調理及び配送に関すること。

(7) 中学校給食の給食用材料の調達及び管理に関すること。

(8) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。

(9) 調理場の試食会に関すること。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (3) <u>調理場の献立、調理及び配送に関すること。</u> | |
| (4) <u>調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。</u> | |
| (5) <u>小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。</u> | |
| (6) <u>調理場の試食会に関すること。</u> | |

生涯学習推進センター略.....

2略.....

生涯学習推進センター略.....

2略.....

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。